

広島県告示第五百六十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和元年八月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
広島県三原市駒ヶ原町、同市八坂町、同市大畑町、同市東町、同市西町二丁目及び同市本町三丁目地内		区域の名称 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
西町二丁目（二六三五―一五）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	西町二丁目（二六三五―一五）
東町北川（二九）	土石流	次の図のとおり	東町北川（二九）
東町北川（二九隣）	土石流	次の図のとおり	東町北川（二九隣）
恵下谷川支川（一a）	土石流	次の図のとおり	恵下谷川支川（一a）
恵下谷川支川（一b）	土石流	次の図のとおり	恵下谷川支川（一b）
恵下谷川支川（二隣a）	土石流	次の図のとおり	恵下谷川支川（二隣a）
恵下谷川支川（二隣b）	土石流	次の図のとおり	恵下谷川支川（二隣b）
恵下谷川支川（二一九）	土石流	次の図のとおり	恵下谷川支川（二一九）
恵下谷川支川（二一九隣a）	土石流	次の図のとおり	恵下谷川支川（二一九隣a）

区域の表示及び法第九條第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十四年政令第八十四号）で定める事項

河原谷川支 川六（七八 〇〇）	土石流	次の図のとおり	河原谷川支 川六（七八 〇〇）	土石流	次の図のとおり
河原谷川支 川五（五一 五二）	土石流	次の図のとおり	河原谷川支 川五（五一 五二）	土石流	次の図のとおり
河原谷川支 川四（五一 五一隣a）	土石流	次の図のとおり	河原谷川支 川四（五一 五一隣a）	土石流	次の図のとおり
河原谷川支 川四（五一 五一）	土石流	次の図のとおり	河原谷川支 川四（五一 五一）	土石流	次の図のとおり
河原谷支川 二（五一四 九）	土石流	次の図のとおり	河原谷支川 二（五一四 九）	土石流	次の図のとおり
〇八隣a） 川五（七八 〇八）	土石流	次の図のとおり	〇八隣a） 川五（七八 〇八）	土石流	次の図のとおり
恵下谷川支 川四（七八 〇七b）	土石流	次の図のとおり	恵下谷川支 川四（七八 〇七b）	土石流	次の図のとおり
〇七a） 川四（七八 〇七a）	土石流	次の図のとおり	〇七a） 川四（七八 〇七a）	土石流	次の図のとおり
恵下谷川支 川四（七八 〇七b）	土石流	次の図のとおり	恵下谷川支 川四（七八 〇七b）	土石流	次の図のとおり
東町南川（ 七八〇〇）	土石流	次の図のとおり	東町南川（ 七八〇〇）	土石流	次の図のとおり
五〇隣b） 川三（五一 五〇隣b）	土石流	次の図のとおり	五〇隣b） 川三（五一 五〇隣b）	土石流	次の図のとおり
河原谷川支 川三（五一 五〇隣a）	土石流	次の図のとおり	河原谷川支 川三（五一 五〇隣a）	土石流	次の図のとおり
河原谷川支 川三（五一 五〇）	土石流	次の図のとおり	河原谷川支 川三（五一 五〇）	土石流	次の図のとおり
河原谷川（ 三〇〇）	土石流	次の図のとおり			
河原谷川支 川一（二九 九b）	土石流	次の図のとおり	河原谷川支 川一（二九 九b）	土石流	次の図のとおり
九a） 川一（二九 九a）	土石流	次の図のとおり	九a） 川一（二九 九a）	土石流	次の図のとおり
隣b） 川二（一九 隣b）	土石流	次の図のとおり	隣b） 川二（一九 隣b）	土石流	次の図のとおり
恵下谷川支 川二（一九 隣b）	土石流	次の図のとおり	恵下谷川支 川二（一九 隣b）	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県東部建設事務所三原支所に備え置いて縦覧に供する。